4　採血基準の在り方の検討
国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。
5　まれな血液型の血液の確保
採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。
6　二〇ミリリットル全血採血の在り方について
国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、四〇〇ミリリットル全血採血を基本として行う必要がある。
しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、周知啓発の取組を積極的に行う。特に高校生等の献血時には、四〇〇ミリリットル全血採血に献血者が不安がある場合は二〇〇ミリリットル全血採血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうことが重要である。
二　血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応
国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。
三　災害時等における献血の確保等
国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行う。併せて、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れを行う。
さらに、広域的な大規模災害の発生に備え、国及び採血事業者は、災害時等における献血血液の製剤化に支障を来さないための設備の整備を実施する必要がある。
平成二十三年三月の東日本大震災により、東北地方の一部の地域（岩手県、宮城県、福島県）で献血の受入れができない状況となったが、全国の非被災地において被災地域の需要分を加えた献血血液を確保することによって、血液製剤を安定的に供給することができた。今後も、献血血液の確保に支障を来さないよう、継続的に全国的な献血の推進を図っていくことが重要である。
また、東日本大震災の際には、停電や一般電話回線（携帯回線を含む。）の輻輳（ふくそう）により、通信手段の確保が困難となったほか、精油所等の被災や燃料の流通に支障が生じたことにより、移動採血車等の燃料の確保も困難となった。このことから、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や燃料の確保が確実に行われるよう対策を講ずる必要がある。
四　献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価
国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

○厚生労働省告示第百八十五号

地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項の規定に基づき、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成六年厚生省告示第三百七十四号）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定により公表し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の一の1の㈡の(3)及び(4)中「人口三十万人」を「人口二十万」に改める。
第二の二の2の㈡中「老人介護支援センター」を「地域包括支援センター」に改める。

○厚生労働省告示第百八十六号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。
第一の二中「12まで」を「14まで」に改め、同2中「及び特例インドネシア人第四陣看護師候補者」を「、特例インドネシア人第四陣看護師候補者及び特例インドネシア人第五陣看護師候補者」に改め、同3中「及び特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者」を「、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者」に改め、同12中「同(4)」を「同(5)」に、「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改め、同12を同14とし、同11を同13とし、同10を同11とし、同11の次に次のように加える。

12　特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者　平成二十三年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の二の9を同10とし、同8を同9とし、同7の次に次のように加える。

8　特例インドネシア人第五陣看護師候補者　平成二十四年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の三の1に次のように加える。

(5)　特例インドネシア人第五陣看護師候補者　平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）

第一の三の2に次のように加える。

(4)　特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者　平成二十七年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）

第一の三の3中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。
第二の一の1の(2)中「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「」を「、平成二十二年度看護師試験」とあるのは「」に、同(3)中「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「」を「、平成二十二年度看護師試験」とあるのは「」に改め、同1に次のように加える。

(5)　(1)の規定は、特例インドネシア人第五陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十七年度看護師試験」と、「平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十六年度看護師試験」と、「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「、平成二十六年度看護師試験」と、「外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した」とあるのは「当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する」と読み替えるものとする。

第二の一の3中「同(4)」を「同(5)」に改め、同1に次のように加える。

ホ　特例インドネシア人第五陣看護師候補者　平成二十七年度看護師試験

第二の一の3の(2)の表に次のように加える。

特例インドネシア人第五陣看護師候補者	平成二十六年度看護師試験
	平成二十七年度看護師試験